

第1章

総 則

この計画は、本市の震災対策の目的及び構成等を明らかにし、防災関係機関等が果たすべき役割を示すものである。

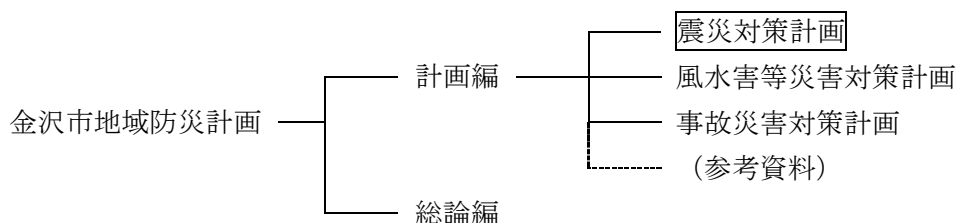
第1節 計画の主旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、金沢市の地域における震災に係る金沢市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務に関して総合的な対策を定め、市民の生命、財産を地震災害から守る対策を総合的、計画的に実施することを目的とする。

2 計画の構成

この計画は本市における震災対策を体系化したものであって、「金沢市地域防災計画」の「計画編」のうち「震災対策計画」である。



なお、「5章 津波対策計画」の章は、その他の章と重なるところもあるので、各章を合わせて震災対策のために活用されるべきものとする。また、震災対策計画の構成は以下のとおりである。

ア 第1章 総 則

この計画の主旨、防災関係機関の業務の大綱及び計画の基本事項を示すものである。

イ 第2章 災害予防計画

平常時に実施すべき防災活動、防災施設等整備計画等の災害予防対策を示すものである。

ウ 第3章 災害応急対策計画

地震災害が発生した場合に実施すべき災害応急対策を示すものである。

エ 第4章 災害復旧・復興計画

地震災害に伴う復旧・復興対策を示すものである。

オ 第5章 津波対策計画

地震災害に伴う津波対策を示すものである。

3 計画の修正と習熟

ア この計画は、毎年定期的に検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに修正を行う。また、国の防災基本計画をはじめとした各種法令等との整合及び近年の

大規模災害対応における最新の知見を反映するため、概ね5年に1度、記載内容を見直すものとする。

なお、県内外を問わず、大規模災害が発生した場合も、その被災状況や対応状況、課題、対策などを収集し、本計画への反映に努めるものとする。

イ この計画は、金沢市職員をはじめ防災関係機関の構成員への周知、習熟を図り、広く市民に広報し、防災活動への理解を得るものとする。

第2節 防災関係機関の業務の大綱

この計画は、市及び防災関係機関がそれぞれの機能を有効に発揮し、相互に協力連携して最善の防災活動を行うため、震災対策として実施する事務又は業務の大綱を示す。

1 本市の処理すべき事務又は業務の大綱

- ア 地域防災計画「震災対策計画」の作成
- イ 震災アセスメント（危険度想定）の実施
- ウ 地震防災に関する組織の整備
- エ 災害予防対策の推進…第2章に掲載
 - ・ 防災知識の普及
 - ・ 市民及び事業所のとるべき措置
 - ・ 防災ボランティアの活動の環境整備
 - ・ 自主防災組織の育成
 - ・ 防災訓練の充実
 - ・ 防災体制の整備
 - ・ 地震災害の予防
 - ・ 地震災害応急対策の備え
 - ・ 防災施設等の整備
- オ 災害応急対策の実施…第3章に掲載
 - ・ 初動体制の確立
 - ・ 応援要請
 - ・ 応急津波対策
 - ・ 災害情報の収集・伝達
 - ・ 災害広報
 - ・ 消防・救急活動
 - ・ 自衛隊の災害派遣
 - ・ 救出・救助活動
 - ・ 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬
 - ・ 災害警備
 - ・ 交通確保・緊急輸送
 - ・ 避難誘導
 - ・ 食料・生活必需物資の供給
 - ・ 給水活動
 - ・ 災害医療及び救急医療
 - ・ 防疫、保健衛生活動
 - ・ 要配慮者の安全確保
 - ・ ごみ、し尿の処理

- ・ 自主防災活動
- ・ ボランティア活動の支援
- ・ 作業要員の確保
- ・ 応急教育
- ・ 建築物対策、住宅の応急対策
- ・ その他土木、公共施設の応急対策
- ・ 障害物の除去
- ・ 防災関係機関の対策
- ・ 危険物の応急対策
- ・ 水防活動

カ 災害復旧・復興計画の実施…第4章に掲載

- ・ 公共施設災害の復旧
- ・ 民有施設災害の復旧
- ・ 生活安定対策
- ・ 復興計画

キ 津波対策の実施 …第5章に掲載

- ・ 津波災害予防計画
- ・ 津波災害応急対策計画

ク 関係防災機関との連絡、調整

2 指定地方行政機関その他地震防災関係機関

次に掲げる機関は、市と緊密な連携をとりながら、それぞれが定めた業務を行う。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
石 川 県	・ 県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ・ 災害発生時における災害応急対策の実施に関すること。 ・ 県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。
石 川 県 警 察 本 部	・ 住民の避難誘導及び救出救助並びに交通規制等に関すること。 ・ 災害情報の収集に関すること。 ・ 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 ・ 犯罪の予防、取締り等に関すること。 ・ 危険物に対する保安対策に関すること。 ・ 広報活動に関すること。
隣 接 市 町	・ 災害応急対策の協力・連携に関すること。

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	中 部 管 区 警 察 局	・管区内各県警察の災害警備活動の指導、調整に関すること。 ・他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 ・管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 ・警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 ・情報の収集及び連絡に関すること。
	北 陸 財 務 局	・地方公共団体に対する災害融資に関すること。 ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 ・主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会に関すること。 ・災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付に関すること。
	東 海 北 陸 厚 生 局	・被災負傷者の収容治療に関すること。
	北 陸 農 政 局 (農林水産省生産局 (災害用米穀))	・国営農業用施設の整備及びその他の防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ・災害金融についての指導に関すること。 ・災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。
	近 畿 中 国 森 林 管 理 局	・森林治水による災害予防に関すること。 ・保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理に関すること。 ・災害時における木材（国有林）の供給に関すること。
	中 部 経 済 産 業 局	・災害時における物資の安定的供給確保に関すること。 ・被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ・被災中小企業の振興に関すること。
	中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部	・電気施設、一般・簡易ガスに関する施設、鉱山における災害の防止及び災害時における応急措置に関すること。
	北 陸 信 越 運 輸 局	・災害時における車両調達のあっせん及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶調達等のあっせんに関すること。

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	北 陸 地 方 整 備 局 (金沢港湾・空港整備 事 務 所)	・ 金沢港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関するこ と。
	大 阪 航 空 局 (小松空港事務所、 能登空港出張所)	・ 飛行場及び航空保安施設の整備と防災管理に関すること。 ・ 災害時における航空についての措置に関すること。
	東 京 管 区 気 象 台 (金沢地方気象台)	・ 防災気象施設の管理に関すること。 ・ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に 限る。）、水象等に関する観測通報、予報及び警報等の発表・解除 及び各関係機関への通知に関すること。 ・ 災害時の異常気象調査に関すること。
	第 九 管 区 海 上 保 安 本 部 (金 沢 、 七 尾 海 上 保 安 部)	・ 海上における災害予防に関すること。 ・ 海上における災害応急対策に関すること。 ・ 海難者、物資の輸送等救援活動に関すること。
	北 陸 総 合 通 信 局	・ 災害時における非常通信の確保に関すること。
	石 川 労 働 局	・ 災害時における産業安全に関すること。
	北 陸 地 方 整 備 局 (金沢河川国道 事務所)	・ 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、 災害復旧に関すること。
自 衛 隊		・ 災害時における人命又は財産保護のための予防活動及び救援活 動に関すること。 ・ 災害時における応急復旧活動に関すること。
指定 公共 機関	日 本 郵 便 株 式 会 社 (北 陸 支 社)	・ 災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・ 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 に関すること。
	西 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 (金 沢 支 社)	・ 鉄道施設の防災管理に関すること。 ・ 災害時における鉄道等による人員の輸送確保に関すること。
	日 本 貨 物 鉄 道 株 式 会 社 (金 沢 支 店)	・ 災害時における鉄道貨物による緊急物資の輸送確保に関するこ と。
	西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 (金 沢 支 社)	・ 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
	株 式 会 社 N T T ド コ モ (北 陸 支 社)	・ 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、株式会社 (北陸営業支店)	・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
	日 本 銀 行 (金 沢 支 店)	・災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関すること。
	日 本 赤 十 字 社 (石 川 県 支 部)	・災害時等における救護班による医療救護、助産活動、遺体の処理等に関すること。 ・義援金品の募集及び配分に関すること。 ・日赤奉仕団の編成及び派遣のあっせん並びに防災ボランティア活動の連絡調整に関すること。 ・輸血用血液の確保・供給に関すること。 ・救護所の開設に関すること。
	日 本 放 送 協 会 (金 沢 放 送 局)	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。
	中 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社 (金 沢 支 社)	・高速自動車道の維持管理及び防災対策の実施に関すること。 ・災害時の高速自動車道の輸送路の確保に関すること。 ・高速自動車道の早期災害復旧に関すること。
	日 本 通 運 株 式 会 社(金 沢 支 店)	・災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること。
	北 陸 電 力 株 式 会 社(石 川 支 店) 北陸電力送配電株式会社	・ダム施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること。 ・災害時における電力供給の確保に関すること。
	北 陸 鉄 道 株 式 会 社	・災害時における鉄道及び陸路の緊急輸送の確保に関すること。
指定地方公共機関	I R い し か わ 鉄 道 株 式 会 社	・鉄道施設の防災管理に関すること。 ・災害時における鉄道による人員の輸送確保に関すること。
	株 式 会 社 北 國 新 聞 社	・災害時における広報活動に関すること。
	株 式 会 社 中 日 新 聞 北 陸 本 社	・災害時における広報活動に関すること。
	北 陸 放 送 株 式 会 社	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。
	石 川 テ レ ビ 放 送 株 式 会 社	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。
	株 式 会 社 テ レ ビ 金 沢	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。
	株 式 会 社 エ フ エ ム 石 川	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 公共 機関	北 陸 朝 日 放 送 株 式 会 社	・ 気象等予警報の放送に関すること。 ・ 災害時における広報活動に関すること。
	株 式 会 社 ラ ジ オ か な ざ わ	・ 気象等予警報の放送に関すること。 ・ 災害時における広報活動に関すること。
	石 川 県 医 師 会	・ 医師会救護班の編成及び連絡調整に関すること。 ・ 災害時における医療救護活動に関すること。
	石 川 県 治 水 協 会	・ 河川、海岸、水防及び災害復旧事業に関すること。
要 公 施 施 設 事 業 営 運 者 の 管 理 者 法 人 そ の 他 公 共 的 団 体 及 び 防 災 上 重	金 沢 市 消 防 団 連 合 会	・ 消防活動及び住民の避難誘導並びに救出救助に関すること。
	金 沢 商 工 会 議 所	・ 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること。 ・ 救助及び救援物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
	金 沢 市 町 会 連 合 会、校下婦人会 連 絡 協 議 会、公 民 館 連 合 会、社 会 福 祉 協 議 会	・ 災害時における炊出し、各種応急対策、救助、救護等の協力に関すること。 ・ 要配慮者の支援に関すること。 ・ 被災者に対する生活維持のための援助の協力に関すること。
	金 沢 市 災 害 時 防 災 活 動 協 力 協 定 締 結 団 体	・ 災害発生時に市が実施する災害応急対策への協力に関すること。
	自 主 防 災 組 織、 ボ ラ ン テ ィ ア 団 体、その他公共 的 活 動 団 体	・ 災害時における住民連携、連絡に関すること。 ・ 災害時における住民相互の奉仕、協力に関すること。